

## 「ひきこもり」の定義など

## I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

\* 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

## II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事するときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査時期	調査対象者	有効回答数	広義のひきこもり群			(内 訳)			
			実数	出現率	推計数	狭義のひきこもり群		準ひきこもり群	
						実数	推計数	実数	推計数
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

## III 厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

## 「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」 ～ 抜粋 ～

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかねばならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

# 自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果

※ 調査時点 令和2年5月  
 調査対象 47都道府県  
 1,741市区町村

## ■実施自治体数 ※ ( ) は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県	市区町村			合計	
		指定都市	一般市・区	町村		
自治体数	26 / 47 (55.3%)	371 / 1,741 (21.3%)	10 / 20 (50.0%)	188 / 795 (23.6%)	173 / 926 (18.7%)	397 / 1,788 (22.2%)

## ■調査方法 ※ ( ) は、調査実施自治体数(n=397)に占める割合

調査方法	民生委員・児童委員 (アンケート・聞き取り)	保健師・NPO・事業者 (アンケート・聞き取り)	標本調査 (無作為抽出によるアンケート)	全戸調査 (アンケート)	その他 (当事者からの聞き取り、住民からの連絡など)
自治体数	295 (74.3%)	87 (21.9%)	40 (10.1%)	8 (2.0%)	17 (4.3%)

## ■調査実施397自治体のうち、95自治体が調査結果を公表

### 【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和2年5月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

# 自殺総合対策大綱における職場・学校でのうつ予防に資する主な取組

項目	実施状況
普及啓発	<p>＞障害部</p> <p>○ 厚生労働省Webサイト内の「みんなのメンタルヘルス総合サイト」、「こころもメンテしよう」において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介。</p>
職場における対策	<p>＞基準局</p> <p>○ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発、ストレスチェック制度の実施の徹底により、事業場におけるメンタルヘルス対策の普及を図る。</p>
	<p>＞基準局</p> <p>○ 産業保健総合支援センターにて、事業者や産業保健スタッフ等への研修等を実施すると共に地域産業保健センターにおいて、メンタルヘルス不調の労働者に対する個別訪問等を実施。</p>
	<p>＞基準局</p> <p>○ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にて、情報提供や電話相談等を実施。</p>
学校における対策	<p>＞文科省</p> <p>○ 教育委員会や学校向けの自殺予防に関する研修会（「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」）等を通じて、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育や、精神疾患の予防等も含めた心の健康の保持に係る教育を推進。</p>
	<p>＞文科省</p> <p>○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、「24時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口の周知、SNS等を活用した相談体制の整備等により、相談体制の充実を図る。</p>

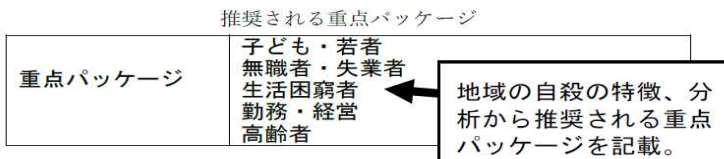
# 地域レベルの実践的な取組への支援

指定調査研究等法人から、①地域自殺実態プロファイルと②地域自殺対策政策パッケージを、厚生労働省から、③地域自殺対策計画策定の手引を提供するなどの地域自殺対策計画の策定支援を通じて、地域レベルの実践的な取組への支援を強化。

## ①地域自殺実態プロファイル

全ての都道府県・市町村それぞれの自殺の実態を分析。  
→地域特性の把握と課題の整理。

地域自殺実態プロファイル  
【〇県△市】



「推奨される重点パッケージ」は下記の「地域の自殺の特徴」の上位の区分の性・年齢等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定している。（「主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013 に基づき、あくまでも、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。）なお、ハイリスク地及び自殺手段については次頁の「地域の自殺の特性の評価」のランク欄に示された☆☆の地域について記載している。

自らの自治体で実施すべき具体的な施策については、推奨される重点パッケージをまず目安として確認いただき、その上で次頁の「地域の自殺の特性の評価」（人口 10 万あたりの自殺率等の全国の中での相対的な指標値をもとに評価している）等、地域自殺実態プロファイルの他の詳細データ等を勘案して検討いただきたい。

### ■地域の自殺の特徴

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・居住地、H24～28 合計）、国勢調査）

割合上位 5 位	自殺者数 5 年計	割合	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の特徴**
1 位: 男性 20～39 歳無職独居	31	7.5%	91.5	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺/②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
2 位: 男性 40～59 歳有職同居	28	6.7%	20.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位: 男性 60 代以上無職同居	27	6.5%	44.6	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
4 位: 女性 20～39 歳有職独居	26	6.4%	26.2	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺/②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職→うつ病→自殺
5 位: 女性 40～59 歳有職同居	25	6.3%	25.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

地域で人数の多い自殺の上位 5 区分（性・年齢区分、職業と同居人の有無の状況）と、それぞれの背景にあり得る代表的な自殺の危機経路を記載。

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

\*自殺率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

## ②地域自殺対策政策パッケージ

自殺対策の先進的事例を収集した政策集を提供。  
→全国的に実施が望ましい「基本パッケージ」と、地域特性に応じて付加する「重点パッケージ」を提示することで地域特性を考慮した施策立案を容易に。

### 基本パッケージ

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 重点パッケージ

- ① 子ども・若者
- ② 勤務・経営
- ③ 生活困窮者
- ④ 無職者・失業者
- ⑤ 高齢者
- ⑥ ハイリスク地
- ⑦ 震災等被災地
- ⑧ 自殺手段

## ③地域自殺対策計画策定の手引

計画策定の標準的な手順と留意点を提示。

4 →計画策定を円滑化。

# 地域自殺対策強化交付金

令和3年度予算額 27.8億円

## 事業概要・目的

### 【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,081人（令和2年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

### 【事業の概要】

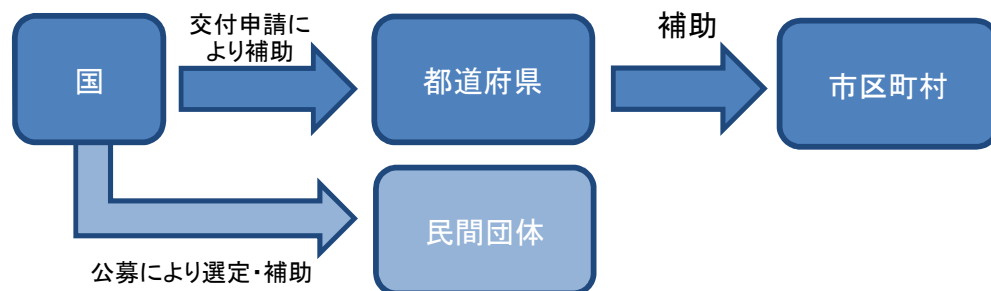
- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組みを行う自治体や広く全国に事業を展開する民間団体を支援する。

## 事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

- <①地域自殺対策強化事業（自治体向け）補助率1/2, 2/3, 10/10>
- 対面、電話、SNS相談の実施
    - ・自殺予防関連の相談会の開催
    - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
  - 人材養成の支援
    - ・各種相談員の養成や地域住民等を対象としたゲートキーパー養成研修
  - 適切な情報の発信
    - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
  - 自殺未遂者や自死遺族への支援
    - ・未遂者への継続的支援や自死遺族団体の活動支援など
- <②自殺防止対策事業（民間団体向け）補助率10/10>
- 全国的に自殺防止対策に取り組む民間団体による相談活動等を支援

## 資金の流れ



## 期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

令和3年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー一覧

	事業メニュー	事業内容	交付率
①	対面相談事業	相談会（個別・総合）の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施	1/2
②	電話・SNS 相談事業	電話、メール、SNS 等による相談窓口の設置・運営	
③	人材養成事業	・行政機関等の相談担当者、NPO 法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とするゲートキーパー等の自殺対策に関わる人材養成 ・上記実施に係る指導員・講師の養成	
④	普及啓発事業	自殺予防に関する啓発（パンフレット・チラシ等の広報媒体の作成・配布、シンポジウムの開催等）	
⑤	自死遺族支援機能構築事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）	
⑥	計画策定実態調査事業	都道府県・市町村計画の策定に係る情報収集・分析等の実施	
⑦	若年層対策事業	若年層向けの対面相談、電話・SNS 相談、人材養成、普及啓発（研修等の周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る）の各事業	2/3
⑧	SNS 地域連携包括支援事業 【新規】	相談支援を行う専任職員を配置し、基幹 SNS 相談団体と連携して、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施	
⑨	深夜電話相談強化事業	深夜から早朝（22 時から翌 5 時）にかけての電話、メール、SNS 等による相談窓口の設置・運営	
⑩	自殺未遂者支援事業	自殺未遂者支援に関する事業（ただし、⑭に関するものを除く）	
⑪	災害時自殺対策継続支援事業	⑫の実施後、引き続き対応が必要な事業	10/10
⑫	災害時自殺対策事業	大規模な災害により自殺リスクが高まっている場合に、災害発生から一定期間における対応	
⑬	ハイリスク地対策事業	自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施（パトロールの実施等） ※障壁等の整備は対象外。	
⑭	自殺未遂者支援・連携体制構築事業	自殺未遂者支援のための医療機関等との連携体制の構築（1年目に限る） ※原則、都道府県で実施。	
⑮	地域特性重点特化事業	①～⑦、⑨、⑩のうち、地域特性を踏まえて重点特化する取組であり、当該地域の自殺が減少することが見込まれるもので厚生労働省が認める事業（モデル事業を含む）	

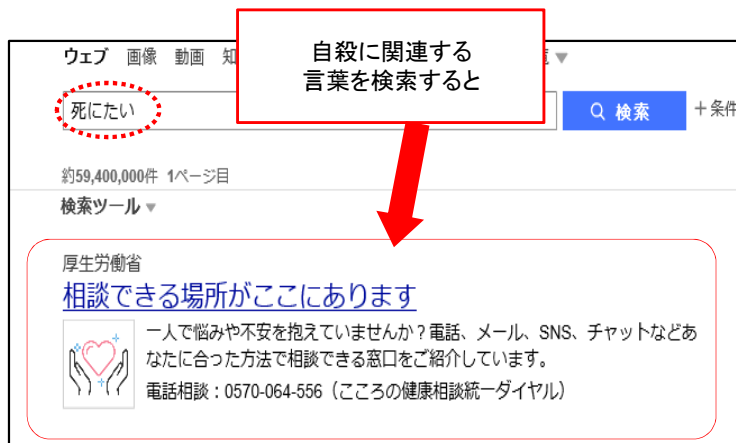
## 検索事業者と連携した自殺対策の取組

- ① 検索事業者6社、SNS事業者3社に対し、「自殺」、「死にたい」等の検索キーワードが書き込まれた際に、当省の相談窓口を紹介するHPへ誘導（検索結果の上位に表示）するよう依頼。（2007年から、社会課題解決施策として実施。）
- ② 広告費を活用し、Yahoo! とGoogleにおいて検索連動型広告、Yahoo! トップページ等の動画広告を実施。
- ③ 広告費を活用し、SNS公告（Twitter、Facebook、LINE）を実施。

# 検索事業者と連携した自殺対策の取組

## ○相談窓口への誘導（無償で実施）

- 「死にたい」「自殺」「殺して」「飛び降り」などのワードが書き込まれた際に厚労省の相談窓口へ誘導（検索結果の上位に表示）するよう依頼。
- 2007年から、社会課題解決施策の一環として、無償で実施。



## 【検索事業者】

Yahoo株式会社
Google合同会社
日本マイクロソフト株式会社
BIGLOBE株式会社
株式会社NTTドコモ(Dメニュー)
NTTレゾナント株式会社(goo)

## 【SNS事業者】

株式会社ミクシィ
Twitter Japan株式会社
Facebook Japan株式会社

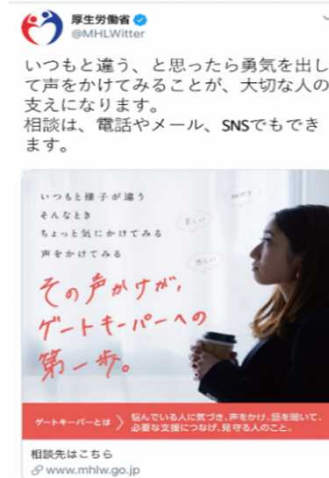
## ○広告の実施（広告費を活用）

- 「死にたい」などのワードに加え、「人生つかれた」「いなくなりたい」など関連するワードを幅広く設定し、書き込まれた際に厚労省の相談窓口へ誘導。
- YouTubeやFacebook、LINEなどの媒体において、広告を掲出。  
→ ランダム、若しくは、ネット上の行動履歴に応じて、ユーザーを絞り掲出。

## ○検索広告 (Google・Yahoo!)



## ○SNS広告 (Facebook・Twitter・LINE)



## ○動画広告 (Yahoo!・YouTube)



# 支援情報検索サイト(電話の例)

支援情報検索サイト

## 相談窓口等のご紹介

悩んでいる方も、支えたい方も多様な悩みをご相談いただけます。  
どこに相談すべきか悩んだ時は、こちらの相談窓口をご覧ください。  
さまざまな方法の相談窓口をご紹介します。

電話

メール・SNS

ファックス

他相談窓口

その他

支援情報

※「その他」では、「キーワード入力」による「悩み」の種類の検索も可能です。  
※新型コロナウイルスの感染防止のため、相談受付を休止している場合があります。

支援情報検索サイト

電話    メール・SNS    ファックス    他相談窓口    その他    支援情報

支援情報検索サイト > 電話

電話で相談する

▶ 主な電話相談窓口は、こちらをご覧ください。

地域を選択してください

都道府県 ▼ 選択してください

市区町村

対面  有  無

電話  有  無

メール・SNS  有  無

訪問  有  無

ファックス  有  無

手紙  有  無

検索 取消

※都道府県で全国を指定した場合、全国対応可能な事業のみ検索されます。  
※新型コロナウイルスの感染防止のため、相談受付を休止している場合があります。

主な電話相談窓口

全国的な電話相談窓口です。詳しくは厚生労働省 [まもろうようこころ 電話相談](#)のページでご確認ください。

こころの健康相談ダイヤル  
全国各地からでもこちらの番号に電話をかければ、かけた所在地の「心の健康番号相談」等の公的な相談機関に接続されます。※地域によって受付時間が異なります。詳しくは、[厚生労働省のサイト](#)でご確認ください。  
☎0570-064-556

よりよいホットライン  
音声ガイダンスが流れます。相談したいことを選んでください。どんなひとの、どんな悩みにもよりそって一緒に解決する方法を探します。※フリーダイヤル(0120)のため、IP電話からは接続できません。  
☎0120-279-338 (フリーダイヤル つなぐ ささえる)  
☎0120-279-226 (フリーダイヤル つなぐ つつむ)

いのちの電話(一般社団法人日本のいのちの電話連盟)  
各地の窓口は、[全国のいのちの電話一覧](#)からご覧いただけます。毎月10日にフリーダイヤル(無料)の電話相談を行っています。  
☎0570-783-556  
ナビダイヤル:午前10時から午後10時まででナビダイヤル受付センターに順次おつながります。  
☎03-6634-7830  
IP電話(アプリケーション間の無料通話を除く)からは、上記の番号におかけください。  
☎0120-783-556  
フリーダイヤル:毎日18時から21時まで 毎月10日午前8時から翌日午前6時まで

24時間子供SOSダイヤル  
いじめやその他の子供のSOS全般に悩む子供や保護者等を対象とした相談窓口です。  
☎0120-0-78310

【子どもがかける】チャイルドライン(特定非営利活動法人(NPO法人)チャイルドライン支援センター)  
チャイルドラインは18歳までの子どもがかける電話です。※フリーダイヤルのため、IPでんわからは接続できません。  
☎0120-99-7777  
通話料:無料(携帯・PHS OK) 毎週月～土 ごと4時～ご9時

拡大

電話で相談する

▶ 主な電話相談窓口は、こちらをご覧ください。

ココをクリック

地域等を選択した場合の例

7件の相談窓口が検索されました。

事業名	いじめ・悩み相談ホットライン	
実施主体	千代田区 行政	
日時	24時間・365日	<a href="#">詳細</a>
問合せ先	03-3284-4397	
事業案内	区立小・中・中等の児童、生徒及び保護者からのいじめ・生活の悩み等を電話にて受け付けております。	
事業名	健康相談	
実施主体	千代田区 行政	
日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	<a href="#">詳細</a>
問合せ先	電話03-5211-8175(千代田保健所健康推進課保健相談係)・メール <a href="mailto:kerikousushin@city.chiyoda.lg.jp">kerikousushin@city.chiyoda.lg.jp</a>	
事業案内	こころと体の健康について、保健師がご相談をお受けします。	
事業名	労働相談	
実施主体	東京都労働相談情報センター 行政	
日時	電話相談(月)～(金) 9:00～20:00、来所相談 9:00～17:00、夜間来所相談(月)～(金) 20:00まで(土)電話・来所相談 9:00～17:00祝日及び平日は12/29～1/3、土曜日は12/28～1/4を除く	<a href="#">詳細</a>
問合せ先	電話相談 0570-00-6110 来所相談予約電話 03-3205-6110	
事業案内	賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般について、電話および来所で相談に対応しています。	
事業名	千代田区男女共同参画センター(MM)相談室(一般相談・法律相談)	

# 厚生労働省HP「まもろうよ ころろ」(電話の例)

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

ホーム 自殺対策の今 困った時の相談方法・窓口 命を守る「ゲートキーパー」とは? 厚生労働省の取り組み

あなたの声を聞かせてください



もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか?

電話で話したい >

SNSで話したい >

## 悩みや年代によって選べる電話相談窓口があります

電話で相談ができる窓口をご紹介します。悩みを抱えている人の事情や年代、電話できる時間などに合わせて下記の中から選べます。気軽に相談してみませんか。

### 電話窓口一覧

- ころろの健康相談統一ダイヤル
- よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)
- いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)
- チャイルドライン (特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター)
- 子供(こども)のSOSの相談窓口 (そうだんまどぐち) (文部科学省)
- 子どもの人権110番 (法務省)

## ころろの健康相談統一ダイヤル

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「ころろの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。

電話番号

▶ 0570-064-556

相談対応の曜日・時間は都道府県によって異なります。

(▶ [一覧はこちら](#))

※050で始まるIP電話やLINE Outからは接続できませんので、▶ [各都道府県・政令指定都市の窓口](#) (IP電話対応)の電話番号におかけください。

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除のご案内

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」こととしていましたが、その具体的な取扱いを決定しました。

### 償還免除のポイント

- ✓ 償還免除は、資金種類ごとに一括して行います。  
具体的には、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- ✓ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。  
そのほかの世帯員の課税状況は問いません。
- ✓ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。  
具体的には、下記の図をご覧ください。

### 判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長) →		45万円 60万円 ※

一括免除

判定対象となる課税要件

償還前年度又は償還初年度が非課税

一括免除

償還2年度目が非課税

一括免除

償還3年度目が非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。

## 特例貸付の償還免除に関する Q & A

Q1 償還免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

A1 償還免除は、社会福祉協議会へ申請していただきますが、具体的な時期や書類は、厚生労働省において検討中です。

Q2 住民税が非課税であるかどうかはどこで確認できますか。

A2 お住まいの市町村で非課税証明書をとっていただくことで確認ができます。なお、令和3年度の課税情報が取得できる時期は、一般的に6月以降ですが、市町村へご確認ください。

Q3 なぜ全額が一括で免除ではないのですか。

A3 特例貸付は、貸付の実施方法において、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、各々一括免除を行うこととしました。償還になった場合の借受人の方の返済額や時期にも配慮しています。

Q4 住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれますか。

A4 含まれません。

【お問合せ先】 個人向け緊急小口資金・総合支援資金コールセンター  
電話 0120-46-1999